

「福島復興再生基本方針（案）に対する県知事意見」への回答

「１．本方針に基づく施策の実施に必要な予算の確保」について

- 福島では、地震、津波、原子力災害への直接的な対応にとどまらず、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症等の対応が続いていることや、福島全域にわたる特殊な事情を踏まえ、福島復興再生基本方針（以下「基本方針」という。）に盛り込んだ取組を着実に実施するとともに、これらの実施に必要な予算を確保してまいります。

「２．避難指示・解除区域の復興及び再生」について

- 避難指示・解除区域の復興及び再生については、基本方針第２部に基づき、貴県及び県内市町村と連携し、原子力災害被災 12 市町村における営農再開の加速化、被災者の心身のケア、移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大等の取組を進めてまいります。
- 中間貯蔵施設については、基本方針第３に盛り込んだ取組を進めてまいります。法律に定められた３０年以内の県外での最終処分についても、国として責任を持って取り組んでまいります。
- 帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、引き続き、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、家屋等の解体・除染やインフラ整備を進めるとともに、帰還環境整備を進めてまいります。

また、特定復興再生拠点区域外については、個別に各町村の課題、要望等を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向けた方針の検討を加速化させてまいります。

「3. 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現」 について

- 御指摘の事項については、基本方針第6に盛り込んだ取組を進めてまいります。住民の個人線量の把握・管理、放射線相談員による相談体制の維持、風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、除染後のフォローアップの実施等の取組を通じて、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として年間1ミリシーベルト以下になることを目指してまいります。

「4. 福島イノベーション・コースト構想の推進等」について

- 御指摘の事項については、基本方針第8に盛り込んだ取組を進めてまいります。
国際教育研究拠点については「創造的復興の中核拠点」として、その組織形態や予算・人員のあり方等について関係省庁と連携して検討を進め、福島の特性をいかした研究開発と人材育成の中核としてまいります。

「5. その他福島の復興及び再生を推進するための措置」について

- 廃炉・汚染水対策については、基本方針第1に盛り込んだとおり、引き続き、国が前面に立って、「復興と廃炉」の両立の下に必要な対応を安全かつ着実に進めるとともに、福島の復興に不可欠な廃炉を、東京電力が、厳しい安全確保を徹底しながら、着実に実施していけるよう、国として、しっかりと指導してまいります。

また、ALPS 処理水の取扱いについては、方針を決めずに先送りできない課題であり、丁寧な議論とのバランスを取りつつ、適切なタイミングで、政府として責任を持って結論を出してまいります。その際、科学的根拠に基づく情報発信・農水産品の販売促進等の風評対策についても、しっかりと取り組みます。

また、御指摘の、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組の支援、鳥獣被害対策、風評対策、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や 2025 年日本国際博覧会等の機会をいかした世界への発信、「復興五輪」の推進、福島県復興祈念公園の支援、東日本大震災・原子力災害伝承館を核とした交流拡大・情報発信、貴県及び県内市町村への人材面での支援等について、適切に取り組んでまいります。

- また、福島県の復興及び再生には中長期的対応が必要であることから、第 2 期復興・創生期間においても、引き続き、国が前面に立って取り組んでまいります。